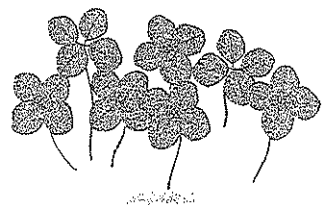


# 「三重県子ども条例」 できました



子どもは、「社会の宝」、私たちの「未来」そのものです。  
子どもが健やかに、豊かに育まれることは、社会全体の願いです。  
そこで、三重県では、子どもが健やかに育つことのできる地域社会の  
実現をめざして、平成23年4月1日から「三重県子ども条例」を施行  
しました。

三重県は、これから、この条例の理念を県民の皆さんと共有し、さま  
ざまな活動に取り組んでいきます。

三 重 県

# 子ども条例で大切にしたい考え方

## 前文（※抜粋）

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。

そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。

全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。

また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。

そのために、人と人との強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。

私たちは、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。

そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 基本理念（第3条）

- ❖ 子どもを権利の主体として尊重する。
- ❖ 子どもの最善の利益を尊重する。
- ❖ 子どもの力を信頼する。

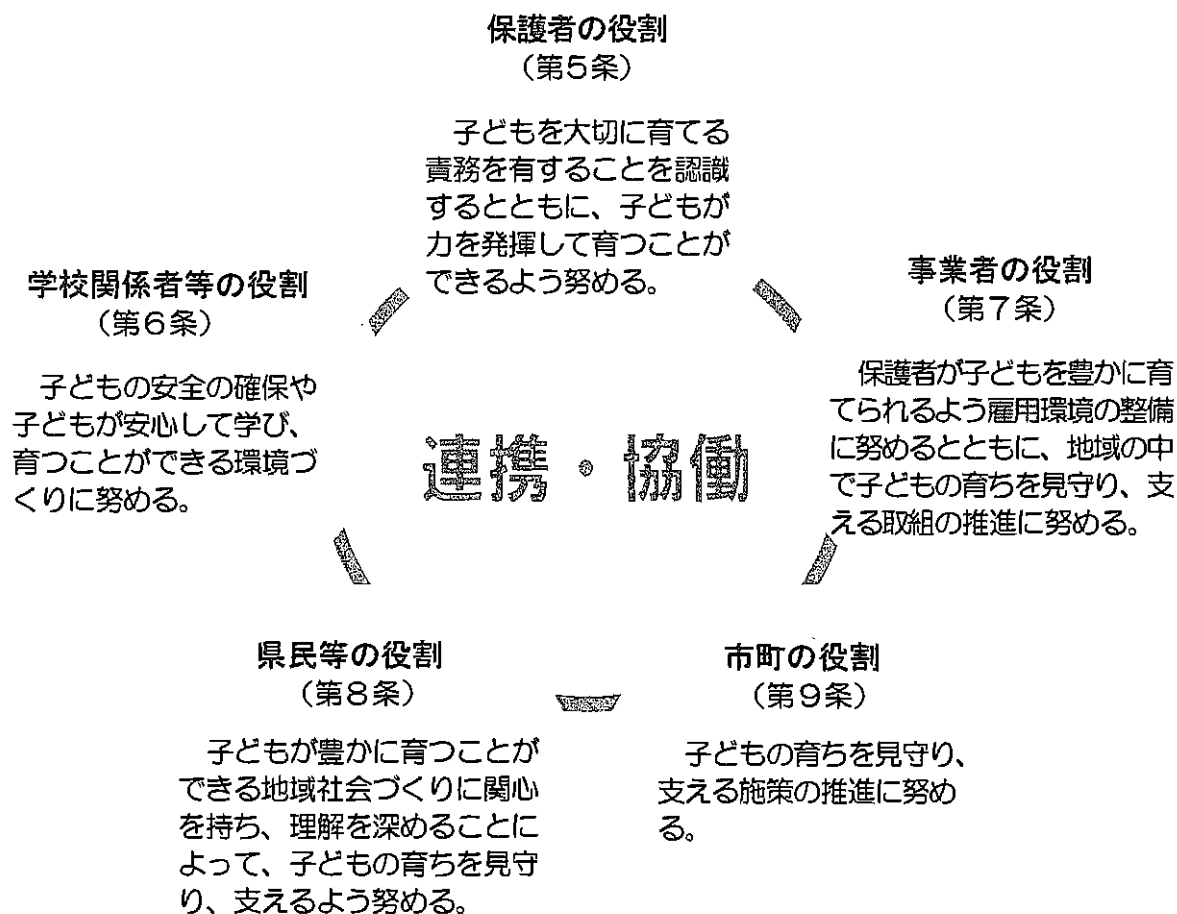
# 県の責務 ・ 皆さんにお願いしたいこと

## 県の責務（第4条）

県は、基本理念に基づき、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、実施します。

また、県民の皆さんがそれぞれの役割を果たすための配慮や皆さんが連携・協働して行う取り組みへの支援を行います。

## 県民の皆さんの役割（第5条～第9条）



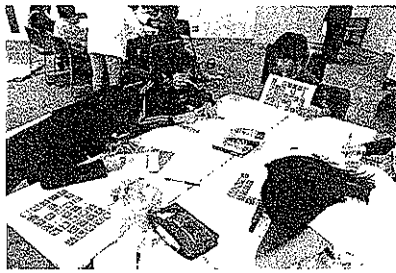
## 連携及び協働（第10条）

県民の皆さんは、それぞれの役割を果たすときには、互いに連携し、協働するように努めることとします。

# 条例に基づく県の主な取り組み

県は、条例の規定に基づき、県民の皆さんへの支援、子どもの育ちへの支援として、次のような取り組みを進めています。

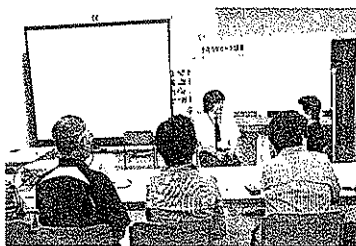
## とどけ！子ども会議 やるぞ！子ども会議



子どもたちが普段思っていることをグループで話し合い、意見としてまとめたり、やりたいと考えていることにチャレンジしたりします。

子どもたちのそうした主体的な活動を地域の大人が見守り支えます。

## 子育てサポート講座 (子育てサポーターの養成)



(サポーターバッジ) ↑

「子育てサポーター」とは、子どもたちがいきいきと育つために、子どもたちを見守り、その活動を支えていただく皆さんです。

出前講座などで「子育てサポート講座」を開催し、サポーターの輪を広げています。

## キッズ・モニター

小学4年生から高校生を対象にしたモニター制度です。パソコンや携帯電話からさまざまなアンケートに答えてもらいます。

## 一行詩コンクール

子どもから大人へ、大人から子どもへ、普段思っても言えない気持ちを一行詩に託して伝えあいます。あたたかい気持ちのやりとりで互いの信頼や絆を深め、子どもたちが安心して育つことのできる地域づくりを進めます。

## 親なびワーク

「親なびワーク」は、子育て中の皆さんのための学びのプログラムです。

子育ての悩みや課題を共有しながら、子どもの育ちについて考える機会を提供しています。

## 「早ね早おき朝ごはん」

子どもの成長にとって大切な「生活リズム」について、子どもや保護者が楽しく学べるようキャンペーンを実施しています。



三重県健康福祉部子ども局子ども未来室